大雨で被災された方へ

被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この手引きは、被災後の生活再建の一助となるよう、当面の諸手続きに関して、概略をまとめたものとなります。

各支援等を受ける際の参考としてお役立ていただければと存じます。

高岡市

目　次

１．　被災された方への各種支援

災害見舞金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
救援物資支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
市営住宅等への一時入居・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
災害ごみの処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
り災証明書の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
送風機貸出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
生活福祉資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
勤労者小口資金融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
富山県勤労者生活資金融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
富山県交通遺児等激励金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２．　各種書類等の（再）発行手続きについて

住所登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
マイナンバー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
住民票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
印鑑登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
健康保険証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
基礎年金番号通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
年金証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
母子健康手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
定期予防接種予診票、接種券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
パスポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
運転免許証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
通帳、キャッシュカード、クレジットカード、保険証券等・・・・・・・・・５

３．　税・保険料・使用料の減免手続き等について

税・保険料などの減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
県税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
保育料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
就学援助制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
教科書無償給与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
水道料金の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
納税相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

４．　公共サービス関係手続きについて

電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
電気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
郵便局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５．　その他手続き等について

所得制限の特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
所得税の雑損控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
中小企業向け融資等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
軽自動車廃止届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
養護・特別養護老人ホーム等でのミドルステイ・・・・・・・・・・・・・・・９
図書館図書の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

巻末．リーフレット「浸水に伴う電気火災にご注意ください！！」・・・・・・・・10

１．被災された方への各種支援

項目	内容	問合せ先
災害見舞金	住家に床上浸水などの被害を受けた場合に、災害見舞金を支給します。 調査結果をもとに、対象となる世帯には支給に係るご案内をいたします。	社会福祉課 （民生・総務係） TEL：20-1366 【庁舎１階⑫番】
救援物資支給	住家に床上浸水の被害を受けた場合に、日本赤十字社から救援物資（日用品セット、タオル、石鹸）が支給されます。	
市営住宅等への一時入居	住宅に被害を受け住宅を確保することが困難と認められる場合、原則６ヶ月の間、使用料を免除した上で提供します（ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が掛かります。）。	建築政策課 （市営住宅係） TEL：20-1403 【庁舎６階】
災害ごみの処理	災害で生じた一般廃棄物処理の手数料を減免します。ただし、生活ごみ、市で処分できないもの、産業廃棄物に区分されるものは搬入不可。搬入前に、り災者に説明を行いますので、事前にお問合せください。 ※仮置場は災害の規模に応じて設置します。	環境政策課 TEL：22-2144 【長慶寺 640】
り災証明書の受付	保険請求や公的支援等の手続きの際に、り災証明書が必要となります。申請の際は、被災箇所の写真をご用意ください。	資産税課 TEL：20-1274 【庁舎２階⑫番】
送風機貸出	床下乾燥用の送風機貸出サービスがあります。 (貸出期間３日間程度)	高岡市 社会福祉協議会 TEL：23-2917
生活福祉資金【融資】	被害を受けたことにより臨時に必要となる経費や緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に資金の貸付を行います。	
勤労者小口資金融資制度【融資】	勤労している方を対象に、日常生活に必要な小口資金の融資を行います。	商業雇用課 TEL：20-1297 【御旅屋セリオ】 北陸労働金庫 高岡支店 TEL：21-1323
富山県勤労者生活資金融資制度【融資】	県内にお住まいで、同一の事業所に１年以上継続して勤務している方を対象に、災害復旧に必要な資金の融資を行います。	富山県労働政策課 TEL： 076-444-3256
富山県交通遺児等激励金	交通事故又は災害等により、父母等を失った遺児に激励金の支給を行います。	市民生活課 TEL：20-1342 【庁舎７階】

2．各種書類等の（再）発行手続き等について

項目	内容	問合せ先
住所変更	住家を変更し、長期間居住する場合は、住民票の異動をする必要があります。	市民課 （住民記録係） ℡：20-1337 【庁舎１階⑥番】
マイナンバー（個人番号）	マイナンバーカードを紛失した場合は、り災証明書と本人確認書類の提示により、マイナンバーカードの再発行の手続きを行います。 （再交付手数料：1,000 円）	
住民票	住民登録している住所を証明する住民票の写しが必要な方は、窓口やマイナンバーカードを用いたコンビニ交付サービスで発行できます。 （交付手数料：窓口 300 円、コンビニ交付 200 円）	市民課 （市民係） ℡：20-1338 住民票 【庁舎１階⑦番】 印鑑登録 【庁舎１階⑥番】
印鑑登録	印鑑登録証、実印のいずれかを紛失した場合、それまでの印鑑登録の廃止手続きをし、改めて印鑑を登録することになります。 （再登録料：300 円）	
健康保険証	○富山県国民健康保険被保険者証 ○後期高齢者医療被保険者証 本人確認書類（運転免許証、写真付きの身分証明書など）の提示により再発行します。 破損、汚損の場合はその保険証をご持参下さい。 ○被用者保険など 勤務先の担当者または、健康保険の保険者にお問い合わせ下さい。	保険年金課 (国保資格・賦課係) ℡：20-1357 【庁舎１階①②番】 (後期高齢者医療・年金係) ℡：20-1481 【庁舎１階③番】
基礎年金番号通知書	○国民年金（第１号被保険者） 本人確認書類の提示により、再交付の申請を受け付けます。後日、日本年金機構から本人へ通知書が送付されます。 ○国民年金（第２号・第３号被保険者） 勤務先（第３号は配偶者の勤務先）を通じて再交付手続きを行って下さい。	保険年金課 (後期高齢者医療・年金係) ℡：20-1362 【庁舎１階④番】 高岡年金事務所 ℡：21-4180
年金証書	年金証書は、年金の受給資格を満たした人が請求手続を行った際に、年金を受給する権利の証明として交付されるものです。再交付を受ける場合、再交付申請書を年金事務所に提出して下さい。	高岡年金事務所 ℡：21-4180

障害者手帳	紛失、破損した場合は再交付の手続きができます。手続きに必要なものについては、事前にお問い合わせ下さい。	社会福祉課 （障害福祉係） ℡：20-1369 【庁舎１階⑪番】
母子健康手帳	本人確認書類の提示により母子健康手帳の再交付を行います。	健康増進課 （母子保健係） ℡：20-1344 【本丸町 7-25】
定期予防接種予診票、接種券	母子健康手帳または本人確認書類の提示により、予防接種予診票及び接種券の再交付を行います。	健康増進課 （予防接種係） ℡：20-1349 【本丸町 7-25】
パスポート	有効な旅券を紛失・焼失した方は、別途手続きが必要となり、通常より旅券の発行に日数がかかります。 ※ 詳細は旅券センターへお問い合わせ下さい。	富山県旅券センター ℡： 076-445-4581 高岡旅券センター ℡：27-1855
運転免許証	①保険証、住民票等の本人確認書類 ②申請用写真１枚（縦 3cm×横 2.4cm の ６ ヶ月以内に撮影したもの） ③手数料 2,250円 詳細は運転免許センターにお問い合わせ下さい。	富山県運転免許ｾﾝﾀｰ ℡： 076-441-2211
通帳、ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ、ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞ、保険証券(生命保険、損害保険)等	ご加入の金融機関、カード会社、保険会社（又は取扱代理店）にお問い合わせ下さい。	

3．税・保険料・使用料の減免手続き等について

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、税金の徴収猶予や減額、免除等を受けられる場合があります。

項目	内容	問合せ先
税・保険料などの減免	○個人市・県民税 １月１日現在で高岡市に住所がある人に対し、前年の所得に基づき課される税	市民税課 （個人市民税第一係） ℡：20-1257 【庁舎２階①②番】
	○固定資産税 １月１日現在の固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に対し、その資産価格をもとに課せられる税	資産税課（家屋係） ℡：20-1274 【庁舎２階⑫番】
	○国民年金保険料（第１号被保険者に限る） 20 歳以上 60 歳未満の被保険者が納付する保険料	保険年金課（後期高齢者医療・年金係） ℡：20-1362 【庁舎１階④番】 高岡年金事務所 ℡：21-4180
	○国民健康保険税 病気やケガ等の医療費給付に係る保険税 ※ 納付期限を過ぎたもの及び前納したものは減免対象外	保険年金課 (国保資格・賦課係) ℡：20-1357 【庁舎１階①②番】
	○国民健康保険一部負担金 医療機関受診の際に窓口で支払う一部負担金	(国保給付・健診係) ℡：20-1361 【庁舎１階①②番】
	○後期高齢者医療保険料 75 歳以上の方、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害があると認定を受けた方が納付する保険料	保険年金課（後期高齢者医療・年金係） ℡：20-1481 【庁舎１階③番】
	○後期高齢者医療一部負担金 医療機関受診の際に窓口で支払う一部負担金	富山県後期高齢者医療広域連合 事業課 ℡： 076-465-7503
	○介護保険料 ４月１日現在で高岡市に住所がある 65 歳以上の第１号被保険者に対し、前年の世帯の所得状況に基づき課される保険料	高齢介護課 （資格・給付係） ℡：20-1375 【庁舎２階⑨番】

県税の減免	個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税について、減免される場合があります。	富山県総合県税事務所 （個人事業税） TEL： 076-444-4506 （不動産取得税） TEL： 076-444-4629 （自動車税） TEL： 076-424-9211
保育料の減免	災害等の理由により、所得に著しい変動が生じ、保育料の納入が困難と認められる場合、保育料の減免が受けられます。	子ども・子育て課 （入園・給付係） TEL：20-1377 【庁舎１階⑨番】
就学援助制度	災害により市・県民税の減免が認められる場合、小・中・義務教育学校の児童生徒の学用品費や給食費等の支給を行います。	教育委員会 学校教育課(指導係) TEL：20-1451 【庁舎５階】
教科書 無償給与	小・中・義務教育学校に在籍する児童生徒に対して教科書の無償給与を行います (※ ただし、災害救助法が適用された場合のみ)	
水道料金 の減免	災害やその他特別な事情が生じた場合に水道使用量が減免される場合があります。	上下水道局 水道料金センター TEL：20-1616 【上下水道局庁舎 営業課】
納税相談	市税等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、分割納付や納税猶予制度が適用される場合があります。	納税課 (収納・納税奨励係) TEL：20-1277 【庁舎２階⑤番】

４．公共サービス関係手続きについて

項目	内容	問合せ先
電話	必要な手続きの詳細についてお問い合わせ下さい。	ＮＴＴ電話 113 携帯電話は 0120-444-113
ガス	ご利用のガス会社にご確認下さい。 ガス会社が、メーターを外すなど閉栓処置を行います。 ※ プロパンガスは、取扱業者にお問い合わせ下さい	高岡ガス TEL：22-0709

電気	ご利用の電力会社にご連絡下さい。 電気配線の修理・補修が必要な場合は、電気工事業者に依頼して下さい。	
水道	新たに水道・下水道をご使用になるときや、ご使用を中止されるときは、水道料金センターへご連絡ください。	上下水道局 水道料金センター TEL：20-1616 【上下水道局庁舎営業課】
郵便局	最寄りの郵便局で転居届に新旧住所などを記入して提出すると、旧住所宛の郵便物は１年間新住所に転送されます。被災建物の復旧後、旧住所に戻る場合は、再度転居届の手続きが必要です。	

５．その他手続き等について

項目	内容	問合せ先
所得制限の特例措置	○特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当 ○特別児童扶養手当、児童扶養手当 上記について、災害等により、住宅・家財等の価格の概ね 1/2 以上の損害を受けられた方は、その損害を受けた月から翌年７月(児童扶養手当は翌年 10 月)までに支給される手当については、所得による支給制限を受けません。 ※ 翌年に損害を受けた年の所得が所得制限限度額以上であるとわかったときは、特例で支給された手当を返還する必要があります。	社会福祉課 (障害福祉係) TEL：20-1369 【庁舎１階⑪番】 子ども・子育て課 (家庭支援係) TEL：20-1381 【庁舎１階⑩番】
	○ひとり親家庭等医療費助成の特例措置 ひとり親家庭の父若しくは母、又は養育者で風水害等の災害により、住宅・家財等の被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の概ね 1/2 以上の損害を受けられた方は、所得が限度額を超えていても損害を受けた翌年の９月 30 日まで医療費助成を受けることができます。	子ども・子育て課 （家庭支援係） TEL：20-1381 【庁舎１階⑩番】

所得税の 雑損控除	災害等による損失が生じたとき、損失した金額と保険金によって補填された金額の間に差が生じた場合、所得税の雑損控除として確定申告すると税金が戻る場合があります。	高岡税務署 ℡：21-2501
中小企業向け 融資等	○中小企業融資制度（災害対応資金） 過去１年以内の災害により、経営の安定に支障が生じている中小企業の方に対し、円滑な資金繰りを支援する。対象は、り災証明書を取得した方。	産業企画課 (総務・金融係) ℡：20-1286 【庁舎４階】
	○農業近代化資金利子助成 被災した農業機械類の復旧に係る経費を借りるにあたり、融資額に係る金利の一部補助を行う。（金利が 1%を超えた部分について、県と市で 1/2 ずつ助成。）	農業水産課(農政係) ℡：20-1308 【庁舎４階】
軽自動車 廃車届	軽自動車が被災し使用不能となった場合、廃車届の提出が必要となります。届出がされない場合、賦課期日４月１日現在の納税義務者として、軽自動車税が課税されます。 四輪軽自動車： 軽自動車検査協会富山事務所 126 cc以上の二輪ﾊﾞｲｸ： 北陸信越運輸局富山支局	市民税課 (法人市民税･諸税係) ℡：20-1263 【庁舎２階③番】 軽自動車検査協会 富山事務所 ℡ :050-3816-1852 北陸信越運輸局 富山支局 ℡ :050-5540-2044
養護・特別養護老人ﾎｰﾑ等でのﾐﾄﾞﾙｽﾃｲ	被災により中期にわたり在宅での生活が困難な場合、特別養護老人ホーム等に一時的に入所できます。	高齢介護課 (地域包括ｹｱ推進係) ℡：20-1165 【庁舎２階⑪番】
図書館図書の取扱い	災害等により図書館の図書等を損傷又は滅失した時、賠償の免除を受けられる場合があります。	高岡市立中央図書館 ℡：20-1566

浸水に伴う電気火災にご注意ください！！

浸水に伴う電気火災

床上浸水等により水没した電気機器・配線器具等を使用した場合や水害等による停電が復旧し再通電した場合に火災が発生するおそれがあります。

注意事項に☑

① 床上浸水した時

□ 電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜いておく。

□ 自宅等を離れる際は、ブレーカーを落としておく。

② 使用を再開する時

□ 電気機器・配線器具等の使用を再開する場合は、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認する。

□ 床上浸水した場合、ブレーカーは戻さず電気業者等による点検をお願いする。
また、安全が確認できない場合は使用しない。

（重要）

使用を再開した後に、煙の発生等の異常を発見した場合は、直ちにブレーカーを落とし、管轄消防署に連絡してください。

高岡市消防本部

（問合先）

予防課	0766-22-3132	高岡消防署	0766-22-0119
伏木消防署	0766-44-1122	戸出消防署	0766-63-0045
福岡消防署	0766-64-3305	氷見消防署	0766-74-8300

高岡市総務部危機管理課

令和５年１２月作成